

琉球大学学術リポジトリ

フェミニズムと北京女性会議

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2010-02-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高畑, 明尚, Takahata, Akihisa メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002005381

フェミニズムと北京女性会議

高 畑 明 尚

はじめに

昨年の9月に、周知のように、北京で、国連第4回世界女性会議と女性NGOフォーラム95（通称：北京女性会議ないしは北京会議）が開かれた。

この会議は過去の3回の大会や、その他の国際的な大会・会議の成果を受けたものであり、世界の多くの地域から、約5万人の人々が集まり、諸々のNGOによる、数々のワーク・ショップや、盛んなロビー活動も行われた¹⁾。

この会議は、以上のような経緯と、過去の大会に比べての、その世界的な関心の高さや実際の参加人数の多さなどによって、世界の女性の連帯とその力の大きさや、活動の成果を表すものと評価されることも多いが、しかし、何が女性の権利かということをめぐるの、いわゆる先進国と発展途上国や、EUのプロテスタント諸国とカソリック圏及びイスラム圏諸国との対立などが改めて明白・露骨になった会議でもある。

言い換えれば、フェミニストたちには、この会議は、自分たちのこれまでの理論や実践を総括するものとして、極めて肯定的に評価されている²⁾が、これまでのフェミニズムの理論を振り返れば、むしろ、この会議によって、すでに10年以上も前に、ヴェールホーフが「女性と周縁—経済学批判の自覚しない欠陥」³⁾で顕在化させた、フェミニズムの理論的破綻が実践的に明白なものとなったことが、明らかなのである。

そして、その破綻した断片を脈絡なく（無媒介に）、つまりは新カント主義的にかき集め、その無媒介な統一性を「グローバル・フェミニズム」と称するものも、フェミニズムを理論的に正当化する、フェミニズムの今日の後継者ではなく、逆に、北京会議と同様に、フェミニズムが自らを正当化する唯一の根拠であった

「女性」という要素のみによっては、女性の問題は何も語るができないということ を明らかにしているのである。

そこで本稿は、北京会議の3年前に出した拙稿「婦人労働問題の前提としての近代市民社会と家族—マルクス主義フェミニズムの挑戦を受けて—」⁴⁾での、フェミニズム理論の根底的な批判の成果を基に、その補完的論文とも言える拙稿「現代資本主義と女性労働問題」⁵⁾をも受けて、旧稿においても主張してあった、フェミニズムを徹底すればヒューマニズムに至らざるをえないということ を、フェミニズムの破綻が、実践的には北京会議において、理論的には、北京会議を総括する（一つのものである）グローバル・フェミニズムにおいて明らかとなっていることを概観するものである。

I フェミニズムの理論的破綻

フランス革命を受けた「人権宣言」に対するオランブ・ドゥ・グウジュ [Olympe de Gouges] の手になる「女性の人権」を理論的先駆とすかどうかはともかくとして、1983年のヴェールホーフの「女性と周縁—経済学批判の自覚しない欠陥」が、1996年現在においても、フェミニズムの理論的限界線を描くものの一つであると言える。

というのも、この論文は、次ページの図1の内容を導き出すことによって、人間社会の諸現象を女性という（多様な要素・属性からなる人間の要素の一つである）性でもって根拠づけようとする（ものとして総括する場合の指示名詞である）フェミニズムの、（二分法を基礎とする立論の）理論的に正当な帰結だからである¹⁾。

しかし、この成果は、同時に、フェミニズムの理論的破綻をも表すこととなった。

図1の3階級ピラミッドから容易に導き出されることは、「資本家」という用語の使用法の問題点を捨象すれば、白人の、「中心部」の都市に住み工業に従事

図1 三階級のピラミッド

ピラミッドの頂点	ピラミッドの中間部	ピラミッドの基盤
(a) 資本家	報酬労働者	非報酬労働者
(b) 資本家	非報酬労働者と 男性の非報酬受給者	女性の非報酬受給者
(c) 資本家	労働者	主婦
(d) 資本家	白人	「黒人」
(e) 資本家	「中心部」	「周辺部」
(f) 資本家	都市	農村
(g) 資本家	工業	農業
(h) 資本家	男性	女性

※ 出典：ヴェールホーフ・前掲論文（前掲），187頁。

する、男性報酬労働者を頂点として、「黒人」の、「周辺部」に住み農業に従事する、女性非報酬受給者を底辺とするピラミッドに変換することができる²³⁾。

するとここに、女性は、必ずしも一方的な被害者ではないことが、容易に分かる⁴⁾。

たとえば、男性に対しては被害を申し立てることの可能な白人女性も、第三世界の女性からは、自分たちを収奪するものとして、(白人)男性とともに、批判の対象になるのである。

以上のことを前提として、ここで、ヴェールホーフによって限界を画された立論の問題点の核心を、簡単に指摘しておきたい。

まず第一に、上に述べたように、女性という範疇で一括することの、不毛性である。

女同士だから分かり合えるというフェミニズムのごまかし方は、たとえば、低所得の女性は、金銭的に豊かに暮らす女性よりは、低所得の男性との方が、よほど（とくに経済的貧困ということを中心として）分かり合えるであろうということによって、簡単に論破できる⁵⁾。

分かりあえるのも、まずは、同じ（生きて活動する＝労働する）人間だからであり、（この生きて活動するという自己媒介＝生活過程の中で）同じ悩みを抱えているからである。

つぎに、人間個々人の社会的規定性が看過されていることである。

白人や労働者という規定性は、多様な要素・側面をもつ人間の、一つの要素・属性を成すものである。

ここでの文脈に即していえば、実際に生きて活動している個々の人間は、たとえば白人というものを実現・具体化するためのものではなく、その全く逆に、個々人が日々生きて活動することを（意識という場面＝環境において）仲介（＝媒介）するものとして、個々の人間の生活を具体化・実現するものとして、白人や労働者などという社会的規定性があるのである。

するとさらに、ヴェールホーフがブラックボックス的に使っている、「資本家」という用語が問題となる。

ヴェールホーフの使用法は、今日の経済学では原理的に捉え直されているもの⁶⁾ではなく、いまや（理論内容の面で）批判し尽くされている、資本家（という形態規定性＝人格性）と、それを自己の形態としている資本との、初歩的な混同を犯すものである⁷⁾。

フェミニストのヴェールホーフにとっては、たとえば法人資本主義などと言われている事態は問題にならないのであろうが、法人資本主義と言われる事態においては、現実生きて活動する人間（自然人）と資本家という社会的規定性（法的人格性）との質的相違が（その乖離を通して）明白である。

そして、この事態を産み出す現実社会の中に、ヴェールホーフも、その他の多くの女性も生きているのであり、この社会の中で、女性の問題も起きているので

ある。

これに対して、ヴェールホーフの立論では、その事態を捉えられない。

だが、他の社会的問題を包摂できない立論は限界が明白であり、そこから超え出ることが、理論構造的に必然的に求められる。

ヴェールホーフの立論がその典型であることは、ここに明らかである。

II 上野千鶴子と大越愛子

—— 日本のフェミニズムにおけるケース・スタディ ——

(1) 上野千鶴子の論述の本体とカラクリ

日本のフェミニズムは、ヴェールホーフから、氏が経済理論をウォーラーステインらの従属理論から借用した手法をも受け継いだ。

ヴェールホーフの上記論文が公刊された翌年には、良くも悪くも今日の日本のフェミニズムに少なくない影響を与えている、クーンとウォルプの共編の『フェミニズムと唯物論—女性と複数の生産様式—』¹⁾の翻訳書である『マルクス主義フェミニズムの挑戦』²⁾が公刊されているが、その後の日本のフェミニズムにおいては、近年ようやく公になってきたフェミニスト自身によるフェミニズムそのものの反省やその存在意義を問うことが始められるまでは、外国のフェミニズムを輸入し、文学者や翻訳家によって紹介されたものを文字通り受け取ることが大勢を占めていたと言える³⁾。

とはいえ、輸入されたフェミニズム系の言説を、換骨奪胎も辞さず縦横無尽に利用する者もいた。

その代表格が上野千鶴子氏であることに、異論はないであろう。

上野氏の言説のすべてをフォローすることは、理論的には殆ど意味をなさないので、ここでは、上野氏の手法（カラクリ）や理論レベルが如実に表れている、『家父長制と資本制 マルクス主義フェミニズムの地平』⁴⁾を概観することで、フェ

ミニズムの本質的にはらむ矛盾がどのように現れるかということを観てみる。

さて、同書は、「あとがき」を含めて330頁からなる「大著」であるが、全編が、他者の著作などからの（大部分が誤読や自身にのみ好都合な）引用で埋め尽くされており、本稿で検討すべき主張内容は、330頁にも及ぶ書物の中で、強いて挙げても、たった1ヶ所しかない。

そしてそこで氏が述べているのは、女性が差別・抑圧される「物質的基礎」は『家事労働』という不払い労働の男性家長による領有⁹⁾ だということである⁹⁾。

しかし、その「家事労働」は、上野氏にあっては、「産業化社会においても家父長制的な『家内制生産様式』のうちにとどまっている労働⁷⁾」であるが、この家父長制を支えているのは、女性が「外に出て、お金をもってこざるをえない⁸⁾」ということであって、したがって家長である男性の収入が女性が男性に支配される構造の「物質的基礎」の基礎ということになる。

これこそ、いわゆる唯物〔タダモノ〕主義である。

氏は、「マルクス主義フェミニズムがマルクス主義である理由は、家父長制…に物質的根拠…があると考える『唯物論的分析…』による⁹⁾」としているが、その「物質的根拠」がこれであり、これが、同書での氏の所説の本体である。

後は、この理論というには（たとえば「物質」に対する「精神」が見受けられないという）余りにも薄弱な本体を粉飾するための、他人の所説への言及または引用だけであると言っても、過言ではない。

このような「理論」構造をもった上野氏の言説に対しては、当時から日本のフェミニズムの内部でも、様々な批判があったが、他者の所説を利用しながらも恣意的に術語・用語を濫用するというフェミニズムに広範に見られる方法的欠陥（つまりは議論が噛み合わずに終わる。）¹⁰⁾、および、社会的諸現象をその発生点から産出構造に則して捉えるということをしらず、考え方の問題として、つまり思想レベルの次元で対象に迫るという（新カント主義的）方法的難点のために、結局は氏を批判しきれずに、鶴のようにふるまう氏にかわされてきたのであった。

(2) 大越愛子の試みと失敗に見るフェミニズムの理論的破綻の実証

この、上野批判ということ念頭に、実践的には、韓国などで被害を訴えている従軍慰安婦の人たちの問題などにこれまでのフェミニズムは応えてこなかったということ正面から受け止め、人権などをコア・カテゴリーとして、フェミニズムの新たな展開を図ろうとしたのが、大越愛子氏の『闘争するフェミニズムへ』¹¹⁾である。

しかし、「日本のフェミニズムが個の自立や自由、平等、人権といった近代的理念とまともに対決することなく、逆にそれらを無化する日本主義に取り込まれがちとなる傾向」¹²⁾に対して、「人権及び近代的理念との格闘の欠落…が一体何に由来するのか、そこからどのような日本の状況がもたらされてきたかも探り」つつ、「日本のフェミニズムに欠落していたフェミニズム人権論の可能性を探」¹³⁾ろうとする、氏の、姿勢としては誠実な営みも、思想史的な（理論的）方法、つまりは新カント主義的な方法と、女対男という、フェミニズム系の言説に通底する2項対立図式に制約されて、結局は、フェミニズムの行き詰まりを打破することはできていない。

したがって、大越氏の、上野氏の言説に対する、「上野…のフェミニズムの功罪は、よく言われるような彼女らの商業主義にあるのではな」く、「世界観や価値観の変革を迫るフェミニズムの生真面目な精神に対する彼女たちの冷笑こそが問題なのだ」¹⁴⁾という批判も、その問題点を理論構造にまで変換できていないので、（個人的な）好き嫌いのレベルで嫌悪感を投げつけているに留まるのである。

観点を換えれば、理念を放棄する（その意味では、表層的なりアリズムの）上野氏に対して、大越氏は、自らの立論が（その構造に必然的に、内在的に）産み出したのではない、（その意味で）既成の（＝外在的な）理念（ここでは人権など）を、自己（の産出したものだ）と位置づけ（称す）る程度の違いでしかないのである¹⁵⁾。

また、大越氏が、織田元子氏の「人類レベルでの価値判断を避けてはならない」

という主張を、「グローバルなフェミニズムの根本精神が息づいている」¹⁶⁾と理解し、「普遍的理念の実現をめざす倫理的なフェミニスト・アカデミズムを提唱している」¹⁷⁾と評価しても、フェミニズムとヒューマニズムのどちらがいわば上位概念かということを考えれば、フェミニズムが普遍的な理念の実現のための突破口とはなりえても、フェミニズムこそ「唯一グローバルな思想をめざすもの」¹⁸⁾とは決して言えないのである。

この点で、大越氏の試みも、その主張内容も、フェミニズムが、牽強付会な、自己の主張内容、つまりは個別的ないしは特殊なものを、そのまま（＝無媒介に）普遍的なものと称するホーリズムであることを実証するものとなっている¹⁹⁾。

大越氏の重視する「人権」も、社会関係において産み出されるものである以上、生きて活動する、それゆえに性別（ここではジェンダーとセックスの両方を含意させておく。）をも自己の属性（＝要素）としてもつ個人から媒介（＝産出構造に則して捉えること）をしなければならないのであり、個々の人間からではなく、その属性である性から出発するかぎり、フェミニズムは、その理論構造に内在的に、対象の把握の仕方が対象を産み出すという、言い換えれば、認識主観（ここではフェミニスト）が客観的な認識対象を産み出すという、最悪の観念論であり、最悪のホーリズム（＝全体主義；この場合の全体の中心は、全体を産み出す個々のフェミニストということになる。）であるのである。

以上をまとめて改めて述べれば、フェミニズムは、大越氏に典型的なように、個々のフェミニストの主観的な意図にもかかわらず、理論的に転倒した構造をもつものであり、理論構造的に必然的に独断論となるのである。

よって、氏が引用している、在日女性の、皇甫康子氏の主張内容である「民族、性別、性的指向によって差別を受けない<個>の解放」²⁰⁾は、これを現実社会で実現しようとするれば、それはフェミニズムという抽象的なものではなく、生きて活動する（一般的な）個人を社会関係の基点（つまりは主体）とする他はないが、しかし、これはもはやフェミニズムではないのである。

Ⅲ 北京女性会議に見るフェミニズムの実践的破綻

さて、昨年で開催された北京女性会議に関しては、その評価が分かれるところであるが、本稿では、ここまでに概観したようなフェミニズムの理論的な問題、つまり問題設定そのものに由来する破綻の構造を、実際に、実践的に、明らかにしたものであるというように評価する。

その理由を、以下で述べる。

(1) 諸々の争点における対立

まず、今回の会議をとりまく論点の多様性については、北京会議を肯定的にのみ評価する人々は、過去の諸々の会議の成果を網羅するものとして捉えている。

北京会議は、なるほど、女性会議以外の国際会議などの決議事項をも前提にするものであり、この意味では、女性の権利に関する世界的な動きの今日的な集約であると言える。

その一方で、あまりにも多方面にわたる論点は、結局、女性の問題を解決するには、社会的な問題をすべて解決することが必要であるということの意味し、女性の問題は女性だけに留まるものではないということの意味しているのである。

この、あまりにも当たり前のことが、このことを無視ないし看過する人達に対しても明らかとなったのであり、これを言い換えれば、フェミニズムの理論的破綻が実践的に明らかとなったということである。

それは、たとえば、プロテスタント・キリスト教圏のEU諸国の人々とカソリック・キリスト教圏やイスラム教圏諸国の人々との間での、何が女性の権利かをめぐっての対立の図式において明白である。

とくに、リプロダクツ・ライツ（文字通りには、再生産の権利であるが、ここでは「生命の再生産」に関する権利、つまりは、子どもを産み育てる権利ということである。）を展開させた「セクシャル・ライツ」¹¹ は、女性の自己決定権とは

何かということをめぐる対立の象徴的問題として、北京会議のテーマの一つとなっていた。

しかし、この問題は、フェミニズムの側の立論構造の破綻をも示すものでもある。

その理由は、二つある。

その一つは、この「自己決定権」を徹底した結果が、オランダやノルウェーでの政府による売買春の自由化の推進となっているということである²⁾。この点で、「自己決定権」の追求というホーリズムが、現代社会の疎外をまさに推進するものとなっている。

ここでは、孤立した個人々人を前提とした「個人主義」〔アトミズム〕が、個人々人を社会的に制約するホーリズム〔全体主義〕となっているのである。

もう一つの理由は、「セクシャル・ライツ」のポイントを成すリプロダクツ・ライツの論点である、「産む／産まない」ということをあたかも女性に固有の権利であるかのように議論することが、産む（主体の）女性が生まれる（1個の生命を司る主体としての）子どもの、まさに、その主体としての人格性を認めないことになっているということである。

ここでも、孤立的に捉えられた女性個人々人の権利（アトミズム）が、子どもの権利を自己の権利に含み込んでしまうという、最悪のホーリズムとなっている。

(2) 行動綱領の総合性

さて、今回の行動綱領は、その冒頭でも述べられているように、「女性のエンパワーメント（力をつけること）のアジェンダ」³⁾であり、日本の総理府の仮訳版で（40字×39行で）118頁にも及ぶものである。

したがってその内容も、次ページの表1のように多岐に渡っている。

これを見れば、現代社会においては、女性に関わる問題の解決には、開発や貧困、環境、資源などの問題が乗り越えるべき課題となり、それは、およそ現代社

表1 北京女性会議の行動要領の構成⁴⁾

- 第I章 使命の声明
- 第II章 世界的枠組み
- 第III章 重大問題領域
- 第IV章 戦略目標及び行動
 - A 女性への持続し、増大する貧困の重荷
 - B 教育機会への不平等なアクセス及び不十分な教育機会
 - C 健康及び関連サービスへのアクセスの不平等
 - D 女性に対する暴力
 - E 平和を推進し、紛争解決を促進し、武力又はその他の紛争が女性に及ぼす影響を削減すること。
 - F 〔経済構造・政策の決定及び〔生産過程自体〕へのアクセス及び参加における不平等〕〔女性の経済的潜在能力及び自立〕〔経済構造、政策及びあらゆる形態の生産活動における男女平等〕
 - G 権力〔家族責任〕及びあらゆるレベルの意志決定の分類における男女の不平等〔権力の分担：意志決定における女性〕
 - H あらゆるレベルにおける、女性の地位向上を促進するための不十分な仕組み
 - I 〔〔国際的及び国内的に認められた〕女性の人権に対する認識及びコミットメントの欠如。〕〔女性による〔あらゆる〕〔普遍的〕人権の享受。〕
 - J あらゆる通信システム、特にメディアへの女性のアクセス及び参加の不平等、並びに社会への女性の貢献を促進するためのそれらの不十分な活用〔女性の社会への貢献を描写するためにメディアを活用すること〕〔その内容の女性への影響に対するメディアの責任〕〔女性とメディア〕
 - K 〔天然資源の管理及び環境保護への女性の寄与〔の十分な認識と支援の欠如。〕〔を促進すること。〕〕〔女性と環境〕
 - L 少女に対する〔持続的な差別及び人権の侵害〕。少女の〔生存、保護及び開発〕
- 第V章 制度的整備
 - A 国内レベル : B 地域レベル : C 国際レベル
- 第VI章 財政的整備
 - A 国内レベル : B 地域レベル : C 国際レベル

会の対象となる、すべての分野にまたがるものが、すぐに分かる。

このことは、行動要領にも、つぎのように述べてある。すなわち、「女性の地位向上及び〔女性の生得の尊厳と〕男女の〔基本的〕平等〔に対する尊重〕の達成は、〔人権の問題であり、〕社会正義〔のための条件であって、〕〔単にそれのみ問題ではなく、〕女性の問題として切り離して見るべきではない。それは、持続可能で公正な開発された社会を築くための唯一の道である。女性のエンパワーメント及び男女の平等〔並びに公平〕が、すべての人々の政治的、社会的、経済的、文化的及び環境的安全を達成するための前提条件である』⁹⁾と。

これは、女性の問題を女性＝性というところから説明しようとする、フェミニズムの理論的破綻を、明らかに（＝実践的に実証）している。

これに対して、（女性の差別・抑圧の）説明論理であるフェミニズムでは、この構図は、「だから世界の問題は、すべて、女性の問題である」ということにされてしまうが、それでは論理が転倒することになる。

そうできるのは、人間には二つの性しかないとすれば、男性も、女性ではないものと規定しうるので、そのかぎりでは、およそ社会的な現象のすべてを女性という用語ないし術語で（強引に）説くことは可能だからであるが⁹⁰⁾、これを転倒しているというのは、社会的な諸々の現象は、すべて、人間を根源的な発生源とするものだからである。

さて、この、北京の行動綱領における、フェミニズムの破綻の様は、「今回は争点分散していて総花的、しかも玉虫色の決着がはかられたり、過去の国際会議での決定事項を踏襲した議論が多かった』⁹¹⁾という現場からの報告によっても了解しうる。

これは、女性原理という、原理ならざる原理を振りかざすフェミニズムにとっては、一つの原理では対象を統一的に捉えきれないということであり、まさしくその立論構造の矛盾、つまり破綻を示しているのである。

Ⅳ 拙稿「婦人労働問題の前提としての近代市民社会と家族 ——マルクス主義フェミニズムの挑戦を受けて——」 で明らかにしたこと

さてここで、上記拙稿（以下、旧稿1と略記する。）にて展開してあることを、フェミニズムに対置することで、実践的にも破綻したフェミニズムを生産的な実践への経験とするための糸口を考えたい。

この作業は、旧稿1においてほぼ完了していることなのではあるが、それを受けて差別の発生構造などを積極的に考察した拙稿「現代資本主義と女性労働問題」（旧稿2と、以下略記する。）の成果の一部を合わせて、ここで必要な自説の展開を図ることとする¹⁾。

(1) フェミニズムの前提について

まず、旧稿1にて明らかにしたのは、フェミニズムの前提である。

第一に、フェミニズムは、差別感と問題把握とを同一視する。

これは、対象を、その発生点からその産出構造に則して捉えるということをしていないためであり、現実生きて活動する個人（＝一般的1個の個人）から出発しないで、その個々人の属性である女性＝性を論理構造の基点とする（第二のポイント）ためである。

これでは、上述したように、たんなる説明論理に留まるのであって、フェミニズムの言う「男性中心的」な学の構造を理論的に、より根本的に言えば存在主義²⁾的に、再編することはできない。

そしてこの、女性＝性を基点とすることの、理論構造上の問題は、「ジェンダー」なる用語の内容を確定させようとするのが困難であるということ³⁾に、実践的に現れている。

(2) フェミニズムの方法論ないしは理論構造について

そこでつぎに、旧稿1で問題にしたのは、フェミニズムの方法論（ないしは理論構造）である。

まず第一に、上で述べたことに制約されて、フェミニズムは、フェミニズムという問題設定にとどまるため、フェミニストの個々人の主観的な意図にもかかわらず、客観的には、フェミニストが個々に提起する問題を（理論的に）普遍的に媒介されることを拒むものとなっているということである。

しかし、（つぎに）これでは、人間一般を対象にする（したがって、もちろん、あらゆる人間の人權を実現することをも目指す）、ヒューマニズムへ至るための、通過点にはならないのである。

第三に、フェミニズムは、生きた女性（個々人）ではなく女性＝性から理論構造を産出することにより、本質的に関係主義であって、主体として、（諸々の社会関係＝生産関係を）発生させる基点として、（生きた）女性（個々人）を対象的に捉えるものとはなっていないのである。

さらに、（第四に）このことにより、フェミニズムは、女性個々人を、女性＝性ということ以外にもろんな属性をもった存在として対象的に捉えないので、結果的には、女性個々人の差異や個性を無視し、言い換えれば、女性個々人の人格を軽視して、女性＝性ということだけをもって個々の女性を一括して捉える、女性を差別・抑圧する立場の理論構造と同一のものとなってしまっているのである。

そして（第五に）、（とくにマルクス主義）フェミニズムの立てる対象把握の「原理」である「家父長制」と「資本制」とは、原理とは他のものを自らの形態と成して自己を普遍的なものとして維持していくものという、原理の原理的把握の観点からすれば、端的に、どちらも原理とはならないということである。

対象の二元論的把握は、対象の原理的把握とは無縁のものであり、フェミニズムは、方法論的には、むしろ（世界を二分割し、分割された各々自体には、他と

自己とを結びつける直後の原理が内在しない）新カント主義の一亜流と言えるのである。

もちろん、これは、フェミニズムが、理論構造的には、関係主義であることによる。

付言すれば、フェミニズム、とくに日本のフェミニズムは、自らの関係主義を露見させないために、たとえば基本的人権などについての（法）形式的議論と歴史的事実とをスリカエて⁴⁾普遍的なものを無視してきたが、この方法的問題によって、フェミニズムは、他の被差別に盲目的であったのである。

そしてこれは、他の被差別の事実との（新カント主義的）接合によって弥縫されるものではない。

なぜなら、特殊的なものをいくらかき集めても、それだけでは、特殊性という限界を超え出（て普遍性のレベルに至）ることはできないからである。

(3) フェミニズムの客観的に提起するもの

さらに、フェミニズムの理論的に提起することを客観的に受け止めると、以下のようなポイントが指摘・摘出できる。

まず第一に、上で指摘したことも含め、フェミニズムの論理の行き詰まりは、たとえば上野氏の言うような「多元的な理論の構築」⁵⁾⁶⁾ではなく、様々な理論の存在を許す現実を総体的に捉える理論の構築によつて打開される。

しかし、それは、フェミニズムとは直接には対立する理論や立場をも包摂するものであるから、もはやフェミニズムではないのである⁷⁾。

そして、そこに、（〇〇イズムという言葉で言うならば）ヒューマニズムが、法的な言葉で言えば民主主義が位置づくのは、フェミニズムによって、つぎのことが、女性に限定してではあれ、言い表されているからである。

それは、個々人の人格性が、近代市民社会や国家や家族などの、複数の場面で、多重的に実現されているということ、言い換えれば、近代社会に生きて活動する

個々人の人格性が、存在的には多重化して、個々人の意識に則しては分裂して存立しているということである⁹⁾。

そしてこのことが、客観的には、個々人の人格性が、トータルかつ単一的に、社会的に承認されることを要請しているのである。

蛇足ながら付け加えれば、このことには、（現れ方の相違はあれ）女性と男性の区別はない。

したがって、ヒューマニズムがフェミニズムを超え出た（＝内在的に超出した）ところに位置づくのであり、また、ヒューマニズムがフェミニズムの上位概念として位置づくのである。

さらに言えば、それは、旧稿2で明らかにしたように、性別や年齢、あるいは人種や民族や国籍、いわゆる障害の有無などで人間が差別・抑圧されることが廃棄されるべきである（という当たり前の）こと⁹⁾を指示しているのであり、それと同時に、このこと自体が、それを実現する客観的な基盤（＝現実的条件）の形成を指示しているのである。

旧稿1で明らかにしたように、女性の問題は、本質的には、女性労働問題であり、男性も、自己（の現実存在）と理念（＝理想；モデル）としての労働者との間で、現実（自己）と理念（MAN）との間で、その差異＝乖離に悩むのであって、女性だけが疎外されているわけではない。

女性の問題（つまりは女性労働問題）を産む、この疎外された社会は、男性の疎外された状況も産み出すのであり、だからこそ、疎外された社会に対して対置されるのは、第一義的には（フェミニズムではなく）ヒューマニズムなのである。

したがって破綻したフェミニズムは、自らに内在的に徹底してヒューマニズムへと超え出なければならぬのであり、フェミニズムのままで、異質のものを無媒介に（＝直接的に）接合することは、フェミニズムの破綻の実証でしかない¹⁰⁾。

V グローバル・フェミニズムの指示するもの —— 北京会議とグローバル・フェミニズム ——

ここまでで述べたように、北京会議は、フェミニズムの破綻を実践的に実証するものであったが、それを自覚しないフェミニスト達にとっては、フェミニズムの新たな展開を示すものでもあった。

その理論的な裏づけとして、フェミニストの側から挙げられるのが、グローバル・フェミニズムである。

このグローバル・フェミニズムとは、伊藤るり氏によれば、「この名称を標榜する運動体はとくには見当たらない」が、「開発、貧困、人権、環境、人口、資源など、国際社会が共有する主要な政策課題群において、女性が意志決定過程のあらゆる水準で参画することをめざすとともに、ジェンダー特定の分析と対応の要請をつうじて、地球社会が進むべき方向性、なかんづくその富の配分構造の変革を求める」という、「指向性を示す語として、一部の活動家たちが…言及しているにすぎない¹⁾」とのことである。

だが、ここで問題となるのは、氏のようなサーベイができるか否かにかかわらず、諸々の論者の言説において、とくに北京会議の評価との関わりにおいて言及されているということである²⁾。

ここで、北京会議における会議やロビー活動、および多くのワークショップを理論的に統一して評価しようとする場合に、他に適当なものがなく、既成の用語ではそれが最も適当であると各論者が捉えたと考えるのは、不当ではあるまい。

すると、これは、女性に関わる社会的問題を普遍的に捉えようとするれば、フェミニズムという限定だけでは捉えきれない、つまりフェミニズムは把握の原理とはならないということを示しているとともに、そういうフェミニズムの理論的破綻（なぜなら、ここで問題となっていることは、とくに今日的というべきものではないからである。）を弥縫的に繕うものとして、グローバル・フェミニズムが置かれているということになる。

そして、フェミニズムの「多元的な理論の構築」の基盤としてグローバル・フェミニズムが置かれているということは、まず第一に、普遍的なもの（ここではフェミニズム）の根拠として特殊なもの（ここではグローバル・フェミニズム）があるという、まさしく転倒した理論構造を示している³⁾。

さらに、それは、グローバル・フェミニズムの具体化としてフェミニズムがあるということであるから、これは、フェミニズムのフェミニズムとしての実践的困難を、その理論的根拠としてのグローバル・フェミニズムにスリカエるものであり、フェミニズムの実践上の問題をその（理論上の）存在根拠でスリカエようとするものである。

このスリカエは、上で述べた理論的弥縫と相互に補完するものともなっている。

以上の考察からすれば、グローバル・フェミニズムとは、フェミニズムの破綻を表すものであり、それを援用するフェミニストの思惑は失敗していると言える。

また、したがって、グローバル・フェミニズムによって北京会議を総括できるのであれば、この両者が適合的であるという前提に立てば、北京会議は、フェミニズムに基づくものとしては失敗であったということになる。

むすび

理論的に破綻しているフェミニズムは、その徹底において、破綻の相を顕かにしてきた。

フェミニズムの重要な理論的到達点であるヴェールホーフの論文「女性と周縁—経済学批判の自覚しない盲点」は、それを露骨に図式化した。

日本においては、ヴェールホーフの同上論文が紹介された後でも、上野千鶴子氏を一人の典型として、ヴェールホーフらの先行者の行ってきたことを殆ど省みることなく、また十分に評価することもできず、自らの夥しく、また無責任な言説によって、客観的には、フェミニズムの破綻を実証してきた。

こうした、フェミニズムのいろいろな有り様をも受ける形で開かれた北京女性

会議は、女性に関わる問題を解決するには、結局は、社会的な問題をすべて解決する方向でのみ解決が展望できることを、実践的に明らかにした。

言い換えれば、フェミニズムはフェミニズムのままでは、北京会議で解決すべく要請されたことには応えられないということである。

そして、この会議を評価する理論として援用されているグローバル・フェミニズムも、フェミニズムの理論的破綻と、それゆえの実践的困難とを、弥縫的に繕うものでしかなかった。

しかし、およそ社会的なものは、いかに批判の対象となりうべきものであれ、その存在自体が、社会の本質を探るための契機となりうる。

そこで、旧稿1でも強調し、本稿でもフェミニズムと北京会議の批判的検討を通して、その一方で探ってきたのは、北京会議で改めて文字通り実践的に明らかにされたフェミニズムの破綻が、客観的に指示しているものであった。

それは、本稿でも再三にわたり指摘してきたように、女性に関わる問題の、女性の差別・抑圧の解決のためには、生きて活動する（一般的1個の）個人を（社会関係や社会システム、そして社会問題の）発生的な根源として、そこからの産出構造の中で個々の問題を、社会的なものの産出構造の順序に従って把握していくことが、まず求められているということであった。

これにより、性別を問わずに、人間であれば主張しうる人権も、感情的にはなく理論的に位置づけたり、導き出すことも可能となる。

北京会議で多方面にわたりワーク・ショップが開かれた¹⁾ことや、グローバル・フェミニズムの出でくる必要性も、女性問題の解決のためには、世界的な広がりの中で社会的な問題のすべてを解決しなければならないということであり、これは、性別を問わずに前提されるべき（すべての）個々人の、社会との関係の問題なのである。

北京会議とグローバル・フェミニズムにおいて体験したことを人間全体の経験にまで昇華させるならば、フェミニストがフェミニズムとして行ってきたことも、我々、現代社会に生きる人間個々人の経験として（全世界的に）共有しうるので

ある。

注

はじめに

- 1) 今回の北京会議における政府間会議には、国連の加盟国・非加盟国あわせて189ヶ国と、女子差別撤廃委員会などの国連機関、およびILOやWHOなどの国連特別機関が参加した。参加者数は、17,421人であった（国連文書A/CONF.177/L.7による。）。
- 2) たとえば「ナイロビ世界会議では、女性たちは東西対立や南北対立の構造に組み込まれ、パレスチナ問題などに翻弄された。だが、今回は違う。対立構造や国家の枠を超えて女性たちが達帯し、行動綱領に対する提言もしてきた」（富岡恵美子「日本がこれからすべきこと——採択された行動綱領」、『法学セミナー』No. 492, 1995年12月, 33頁。）という評価もある。
- 3) C. v. Werlhof, 'Die Freuen und die Peripherie. Der Blinde Fleck in der Kritik der politischen Ökonomie', "Arbeitspapiere" Nr. 28, Universität Bielefeld, 1983 (B. ドゥーデン & C. v. ヴェールホーフ『家事労働と資本主義』, 丸山真人編訳, 岩波書店, 1986年所収.)。
- 4) 駒澤大学『駒澤大学北海道教養部論集』第7号(1992年10月)所収。
- 5) 太田一男編著『「豊かさ」の周辺—棄民と人権』(法律文化社, 1994年)所収。

I

- 1) ヴェールホーフは、〈女/男〉というフェミニズムを支える図式を含め、二分法で資本主義を切ることに問題に注意しつつ（ドゥーデン&ヴェールホーフ・前掲書, 174~179頁を参照。）、その一方で「男性が（潜在的）賃金労働者のひな形になったのになん、女性は無報酬労働者のひな形、すなわち主婦になったのである。このことは、賃労働をおこなう女性にもあてはまる。なぜなら、女性はまたいつでも同時に優先義務として家

事労働をかたづけなければならないからであるし、ほぼすべての女性の賃労働は、男性の「プロレタリア的」労働よりもむしろ、『支払われた家事労働』に似た状態にあるからである」（同上書、184頁。）などという無茶苦茶な理屈で、結局は、フェミニズムに共通する二分法を適用している。付言すれば、ここでのヴェールホーフの二分法に対する注意は、自らの二分法が他のフェミニストのものとは違うということにするための方便でしかないと言える。

- 2) たとえヴェールホーフが、「(資本主義的と本源的〔ここでは、直接には資本主義の外部にあり且つ資本主義を資本主義たらしめるものを意味している。〕という一引用者) ふたつの蓄積機構を、二種の資本主義的資本蓄積局面からできているただひとつのピラミッド型で位階制的な世界的過程という意味において論じること」（同上書、160頁、傍点と同書のもの。）を意図していたとしても、そのそれぞれにおいて<支配-被支配>関係は成立するものと考えるのが、ヴェールホーフの立論においては妥当であろう。このことは、ヴェールホーフ自身のつぎの論述からも裏づけられよう。すなわち、「男性と女性とは、お互いのあいだでも、資本とのあいだでも、補完しあうとともに矛盾しながら結びつくような、ふたつの基本的で異なった関係の中で表現される『この』資本主義的生産関係の、ふたつの<階級の顔>を代表していることにならないだろうか。」（同上書、184頁。）というものである。
- 3) この変換は、ヴェールホーフ自身の立てた、第一図のような「簡素化された形態をとるピラミッドは…各層、どの領域、どの『階級』においても…実質的分割が存在し、そしてそれらがすべて同じ論理にしたがう」（同上書、188頁。）という論理に従うものとなっている。
- 4) もっとも、ヴェールホーフ自身は、「<三階級原理>がいかなる場合でも性的原理としてはたらき…この意味で、賃金労働者は資本家の眼から見ればいっさい『女性』である」（同上書、188頁、傍点と同書のもの。）などとして、女性=性が自己の立論のブラック・ボックスとなり自らの論理が破綻することを繕おうとするのであるが、この取繕いが今度は自身の論述がフェミニズムであることを否定してしまう恐れがあるために、この女性=性のメタファーと文字通りの女性とを区別するべく、この両者の間に「質的問題」

を設定し、改めて「男性は女性ではない」（同上書、189頁、傍点は同書のもの。）としている。したがってヴェールホーフに依っても、＜三階級ピラミッド＞図式の帰結は、（本文）以下になるのである。

- 5) この点は、フェミニストの内部からも、ようやく反省・指摘されるようになってきた。たとえば、金井淑子氏は、北京会議に関わる論述の中で、つぎのように述べている。すなわち、「先進工業国の女性と開発途上国の女性との間に見られる…問題…からは、女性問題が多様化、複雑化している現実が浮かび上がる。女性であることの抑圧感や被差別感を女性であれば誰もが共有できると考えることができにくくなっている状況がある。むしろ現在女性内部にはさまざまな利害が重層的に錯綜し深い『亀裂』が存在する。そのことを不問にして安易に女の連帯を語ったり支持者の側にたつことは容易なことではない」（金井淑子「北京行動綱領から国内行動計画へ」、かながわ女性ジャーナル第14号『参画へのエンパワーメントー北京行動綱領から国内行動計画へ』（金井淑子監修、神奈川県立かながわ女性センター、1996年3月。）所収、126頁.）と。しかし、これは歴史的事実の問題ではなく、論理的問題であり、「容易なことではない」のではなく、無理なことなのである。
- 6) 物象（＝非人格）的主体である資本の自己形態として、資本の物象的主体性を制約するという面も含めて、資本家という人格を原理的に徹底して捉えたものとして、有井行夫『株式会社の正当性と所有理論』（青木書店、1991年.）がある。
- 7) たとえば、ドゥーデン&ヴェールホーフ・前掲書の189～190頁を参照。

II

- 1) Kuhn, A. & A., Wolpe (ed.), "Feminism and Materialism : Women and Modes of Production", Routledge & Kegan Paul Ltd., 1978.
- 2) 上野千鶴子・千本暁子・住沢とし子・児玉佳与子・矢木公子・渡辺和子 共訳、剽草書房、1984年.
- 3) この点に関しては、拙稿「婦人労働問題の前提としての近代市民社会と家族ーマルクス主義フェミニズムの挑戦を受けてー」（前掲）を参照されたい。

- 4) 岩波書店, 1990年.
- 5) 同上書, 67頁.
- 6) すると、家長が男性でない家庭はどうなるのかという問題（端的に矛盾）が出てくるが、この類の問題（矛盾）は、上野氏ではお馴染みのものである。
- 7) 上野・前掲書, 66頁.
- 8) 上野千鶴子『資本制と家事労働 マルクス主義フェミニズムの問題構制』, 海鳴社, 1985年, 46頁.
- 9) 上野千鶴子『家父長制と資本制 マルクス主義フェミニズムの地平』(前掲), 27頁.
- 10) その典型の一つに、『女性学年報』第12号（日本女性学研究会, 1990年 10月.）に所収の「特集・80年代フェミニズムを総括するー日本女性学研究会 1月例会よりー」における、上野氏と、江原由美子氏、大越愛子氏、および織田元子氏の4氏による討論がある。
- 11) 未来社, 1996年.
- 12) 同上書, 219頁.
- 13) 同上書, 220頁.
- 14) 同上書, 223頁.
- 15) それは、理念を（客観的實在において存在する）抽象的なものに留めてしまうからであるが、理念とは、客観的に実在する現実社会において（疎外された形で）具体化されているものである。
- 16) 大越・前掲書, 228頁.
- 17) 同上書, 227頁.
- 18) 同上書, 250頁.
- 19) 女性以外の被差別者を対象とする議論（理論）とフェミニズムとは、形式的には対等なものであり、フェミニズムのみが他を包摂しようというのは、牽強付会・我田引水以外の何物でもない。
- 20) 大越・前掲書, 266頁.

Ⅲ

- 1) この言葉は、林陽子氏によれば、EUによって主張されたものであり、「カイロ会議で到達した『性と生殖に関する健康／権利』（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）よりもさらに広い概念であり、生殖を目的にしない性についても女性が自己決定できる権利であると解釈される」（林陽子「特に議論された表現—政府間会議と日本の態度」（『法学セミナー』No. 492（前掲），30頁．）とのことである。
- 2) 林・同上文献の32頁および、羽後静子「『グローバリズム』と『グローバル・フェミニズム』の攻防—21世紀へ向けての戦略—」（国際女性の地位協会『国際女性』第9号，1995年所収．）の120頁を参照。
- 3) 「第4回世界女性会議行動綱領案—第39回婦人の地位委員会採択—」，総理府仮訳，1995年7月10日，1頁．
- 4) 同上文献より、本稿筆者（高畑）が作成。
- 5) 同上文献、9頁（なお、〔〕内は同会議で留保事項とされた文言である。）。
- 6) この点に関しては、行動綱領においても、留保つきながら、つぎのように否定している。すなわち、「男女双方の知識〔別の留保文では、「意識」となっている—引用者〕、態度及び行動の変革が、調和のとれた男女の協力関係を達成するために必要な条件である。女性と男性が公私の生活において平等なパートナーであるためには、性、及び性と生殖に関する健康を含む責任分担の問題について、男女が意志の疎通を改善することが欠かせない」（同上文献、79頁．）と。
- 7) 田中淳子「女性会議報道の現場から」、国際女性の地位協会『国際女性』第9号（前掲）所収，104頁．

Ⅳ

- 1) 以下、旧稿の該当箇所については、その都度の列挙はしないことにする。
- 2) ここでの「存在主義」とは、有井行夫・長島隆編『現代認識とヘーゲル＝マルクス 認識主義の没落と存在主義の復興』（青木書店，1995年．）に依っている。同書においては、二重化した近代の知の尺度（①自己意識の確実性原理と②存在原理）に対して、「認識

主義」のように「第1の確実性原理だけに固執して存在の原理を放棄し、知を矮小化する」のではなく、「確実性原理から出発しながらも同時に第2の存在原理にそくする知の態度」を「存在主義」とよび、「近代の自己認識は、存在主義の振る舞いの線上においてはじめて可能である」（有井行夫・長島隆「序論」、同上書所収、7頁、傍点は著者のもの。）としている。

- 3) たとえば、近江美保氏は、「世界女性会議準備会合（婦人の地位委員会）を傍聴して」（国際女性の地位協会『国際女性』第9号（前掲）所収。）において、同会合では、「ジェンダーという言葉の定義については…特に定義をしないという結論に終わった」（同上文献、83頁。）と報告している。
- 4) これに関しては、水田珠枝氏のつぎの文言が典型的である。すなわち、「近代の思想、すなわち市民階級の思想が、人間一般を解放するというたてまえをとりながら、結局は解放を男性に限定して女性を解放するという矛盾をおかした…市民社会を構成する個人とは、人間に生まれればだれでもその資格があるというのではないのであって…市民社会が解放した個人とは、背後に、妻をはじめ家族員を従属させた、家長なのであった。」（水田珠枝『女性解放思想の歩み』、岩波書店、1973年、18～19頁。）というものである。なお、これについては、フェミニズム内部からの批判も出てきている。たとえば大越氏は、つぎのように述べている。すなわち、「日本のフェミニズム理論において、人権とか、他の差別問題との関連づけの問題が非常に弱かった…この理由としては、近代的人権の内実は男権であったという歴史的系譜があった…という理由が挙げられる。これらは重要な指摘だが、しかしやはり、こうした理由は弁明にすぎないといわざるをえない」（大越・前掲書、221頁。）と。
- 5) 上野千鶴子『家長長制と資本制 マルクス主義フェミニズムの地平』（前掲）、276頁。
- 6) 上野氏がこう主張する基盤には、氏の称する「マルクス主義フェミニズムの二元論的な構成」（同上書、131頁。）があるが、氏はそれに対して、「単純で一元的なりべラル・フェミニズムや社会主義婦人解放論よりは『複雑』であるけれども、それは複雑な現実をふくむままにとらえようとした結果である。複雑なのは、理論の方ではなく現実なのである」（同上、傍点は著者のもの。）というように、自身に複雑な現実をトータル（＝

総体的）に捉える（理論的）力がないことを認めている。

- 7) 伊藤るり氏は、この点に関して、「フェミニズムは、たしかに六〇年代以降、欧米の都市中産階級女性のなかで支持され、普及してきた概念である」（伊藤るり「<グローバル・フェミニズム>と女性と途上国女性の運動—W I Dと女性のエンパワーメントをめぐって—」, 坂本義和編『世界政治の構造変動 3 市民運動』, 岩波書店, 1995年, 48頁。）が、「しかし、女性の従属という問題状況を捉え、これを改善、解消しようとする思想と運動としてのフェミニズムには、こうした特殊歴史的な出自、あるいはこの語が担う社会的表象を超えた一定の普遍性を見出せる」（伊藤るり・同上論文, 49頁.）としている。しかし、ここで問題なのは、この普遍性の抽象度（ないしはそのレベル）である。つまり、女性=性という普遍性は、人間（個々人）という普遍性のレベルからは、特殊なものに留まるということである。
- 8) したがって、フェミニズムは、「複数の生産様式」ではなく、女性の人格性の「複数」性をこそ、問題にすべきであった。
- 9) 行動綱領においても、「戦略目標 I. 2. 法の下での平等及び非差別を保証すること。」の「取るべき行動」の「232. 政府により」で、「(a)人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的またはその他の見解、出身国又は出身社会、財産、出生又はその他の地位など、いかなる種類の違いも差別することのない、女性及び男性によるすべての人権及び基本的自由の完全かつ平等な享受の促進及び保護に優先権を与えること」（総理府仮訳版（前掲）, 83頁, 下線は同版のもの.）とある。
- 10) 伊藤るり氏のつぎのような指摘も、この文脈から首肯できる。すなわち、「途上国女性の運動を、『フェミニズム』という欧米中産階級の響きの強い語彙で括ることに慎重であらねばならない。〔インドの—引用者〕 S E W A の運動の成功の鍵は、まさにこの『フェミニズム』の社会的表象から離れて、その運動を低所得層女性という階層的出自とインドの土着的文化に忠実に、かつその自力本位を貫いてきたところに求められるからである」（伊藤るり・同上論文, 78頁.）というものである。

V

- 1) 伊藤るり・同上論文, 48頁.
- 2) たとえば、伊藤セツ「北京会議から二一世紀への女性運動の課題」（女性労働問題研究会編『女性労働問題研究』No.29, 1996年 1月所収.）を参照。
- 3) これは、フェミニズムが関係主義であることを、示している。

むすび

- 1) Schedule of Activities (30 August — 8 September), ngo forum on women beijing' 95.